

もしもの 災害に備えて

「避難行動要支援者名簿」への 同意書 提出のお願い

～ 災害時の避難支援のために ～

— 災害時に速やかな支援を行うため

**消防や民生委員などと
要支援者の情報を共有してよいか**

意向調査を実施しています。—

事前の情報把握は、
迅速な避難支援に
つながります！

避難に対して不安があると思われる方は、ご自身の名簿情報を提供することに**同意**をお願いします。



市では、災害時に自力で避難することが困難な方などを対象にした「避難行動要支援者名簿」を作成しています。この名簿情報をあらかじめ「避難支援等関係者（民生委員など）」に、提供しておくことで、災害時の避難支援・安否確認等に活用しています。

ただし、この名簿情報を事前に提供するためには、**ご本人の同意が必要**となります。対象者には「避難行動要支援者名簿の情報調査票（回答書）」を郵送しておりますので「同意する・しない」を選び、ご返送をお願いいたします。

■回答期限

令和4年10月31日（月）

名簿登録対象者について

次の要件に該当する方（在宅のみ）が、名簿登録対象者となります。
70歳以上のみの高齢者世帯、要介護3以上の認定を受けている方、
身体障害者（1・2級）、知的障害者（A判定）、精神障害者（1・2級）など

同意書を提出することで

名簿情報の事前提供に同意された方の情報は、**平常時から**避難支援等関係者へ情報が提供され、災害時の避難支援体制の構築を円滑に行うことができます。

※災害の状況によっては、支援者の多くも被災者になり得ます。そのため、名簿への情報提供に同意することにより、災害時の支援が必ず保障されるものではないことをご理解ください。

避難支援等関係者とは？

消防、民生委員、地域包括支援センター、警察、その他の避難支援等に実際に携わる関係機関のことをいいます。

個人情報の管理はどうなっているの？

行政および避難支援等関係者において適正に管理し、避難支援の目的（防災対策や安否確認など）以外には使用しません。

代理人が同意書を提出することは可能？

可能です。回答書のご本人欄の代筆記名のほか、代理人欄もご記入ください。